

「マイナンバーカード」を取得して

第2弾 マイナポイントをもらおう！

～申請期限が12月末まで延長されました～



マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、幅広いサービスや商品の購入などにご利用いただけるマイナポイント事業の第2弾を実施しています。

この機会に、便利に使えるマイナンバーカードを申請しましょう！

■もらえるポイントは最大20,000円！

マイナンバーカードの
新規取得で

健康保険証としての
利用申し込みで

公金受取口座の登録で

最大

5,000円分 + 7,500円分 + 7,500円分

最大

合計 **20,000円分**



※マイナポイントをもらうためには、ポイント申込の手続きを行ってください。

■ポイントを申し込む際の注意点！

ポイントをスムーズに受け取るために…

・対応決済サービスの利用申込み

ポイントを付与するキャッシュレス決済サービスの利用申込を事前に行ってください。

※サービスによって、ポイント付与の時期などが異なる場合があります。

・決済サービスIDおよびセキュリティコードの確認

決済サービスのIDおよびセキュリティコードを確認してください。

※サービスによって確認方法が異なりますので、確認する際にはご注意ください。

・利用者証明用電子証明書のパスワード(4ケタ)の確認・再発行

マイナポイントを申し込む際には、マイナンバーカード作成時に設定した4ケタのパスワードが必要になります。

※忘れてしまった場合には、役場窓口でパスワードの再発行も行えます。

■マイナンバーカードは12月末までに申請！

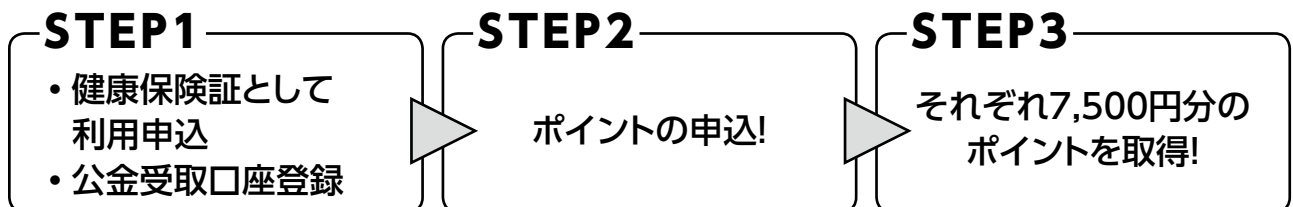
マイナンバーカードの申請期限：12月末日

※窓口の混雑も予想されますので、申請される方はお早めに役場窓口までお越しください。
マイナポイントの申込期限：令和5年2月末

■ポイントをもらうための3STEP！



更に！



今後もマイナンバーカードは、より便利で安全に使えるように取り組みを進めていきますので、まだ取得されていない方は、是非お早めに申請・取得いただきますようお願いいたします！

【お問い合わせ先】総務課(☎63・2051)

【マイナンバーカード取得】役場で申請をサポートしています！

役場窓口でマイナンバーカードの申請および本人確認を行った場合、カードを本人限定受取郵便で受け取る事ができるようになりました(住民票の住所に郵送いたします)。

また、窓口では顔写真撮影を無料で行うなどのサポートも行っておりますので、マイナンバーカードを作成したい方は、お気軽に役場窓口までお越しください。

※窓口には本人確認書類をご持参のうえお越しください。

また、申請状況によりカードが届くまでにお時間をいただく場合がございます。

【申請受付時間】

平日 午前8時30分～午後4時30分

※事前にご連絡いただければ、午後8時まで対応いたします。

第2、第4土曜日 午前9時～正午

※ご自身で申請を行った場合でも、マイナンバーカードの交付には申請者本人が来庁して本人確認を行う必要がございますのでご注意ください。

申請者が15歳未満の場合は、本人および法定代理人の方が来庁する必要があります。



【お問い合わせ先】住民生活課(☎63・3800)